

## 1. 意見募集対象

下記の第一種使用規程の承認について御意見をいただきますようお願いいたします。  
申請書等の概要及び学識経験者の意見は、環境省ホームページ、又は、日本版バイオセーフティクリアリングハウスのホームページをご参照ください。

番号及び遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容	申請書等の概要
除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ ( <i>gat4621</i> , <i>zm-hra</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Illis</i> ) (DP-09 8140-6, OECD UI: DP-098140-6)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	資料 1
高オレイン酸含有及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ ( <i>gm-fad2-1</i> , <i>gm-hra</i> , <i>Glycine max</i> (L.) <i>Merr.</i> ) (DP-305423-1, OECD UI: DP-305423-1)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	資料 2
低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ ( <i>GmFAD2-1A</i> , <i>GmFATB1A</i> , 改変 <i>cp4 eps ps</i> , <i>Glycine max</i> (L.) <i>Merr.</i> ) (MON8 7705, OECD UI: MON-87705-6)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	資料 3

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

日本版バイオセーフティクリアリングハウスホームページ

([http://www.bch.biodic.go.jp/bch\\_3.html](http://www.bch.biodic.go.jp/bch_3.html))

※ カルタヘナ法、同法の施行規則その他関連する告示等については、以下のURLを御参照ください。

(<http://www.bch.biodic.go.jp/>)

## 2. 意見募集期間

平成21年5月7日(木)～6月8日(月)

※郵送の場合は同日必着

## 3. 意見提出方法

(意見提出用紙)の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で御提出ください。

(1) 郵送

(2) FAX

※FAXで提出される場合は、別途電話等によりその旨を担当者に御連絡ください。

(3) 電子メール

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(意見提出用紙)

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 あて

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]・該当箇所(どの遺伝子組換え生物等についてのどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

・意見内容

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

#### 4. 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 あて

○ 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

○ FAXの場合

FAX番号: 03-3504-2175

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス: bch@env.go.jp

(件名には、必ず「第一種使用規程(5月7日分)」と入力してください。)

※ 御意見は、日本語で御提出ください。

※ 御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

※ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

#### 5. 資料の入手方法

○ 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室において資料配付

○ インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

○ 郵送による送付

郵送を希望される方は、390円切手を添付した返信用角2封筒(郵便番号、住所、氏名、「第一種使用規程(5月7日分)」を必ず明記。)を同封の上、上記4.

の意見提出先の「郵送の場合」のあて先まで送付してください。

#### 6. 関係省のホームページ

別途、農林水産省のホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/public/index.html>)  
においても本件についての御意見を募集しております。